

7 用語解説

県民経済計算に係る主な用語の解説

あ行

域外からの経常移転の受取（純）

経常移転の受取（純）は、経常移転の受取から支払を控除した純受取のことです。ただし、取引の相手方が域外であれば、受取・支払の一方のみを計上することになり、経常移転の受取と支払の差額が生じます。この差額は域外から域内への移転と考えられますので、これを「域外からの経常移転の受取（純）」と呼んでいます。

域外からの経常移転の受取（純）がプラスであれば、域外から域内に流入しており、逆にマイナスであれば、域内から域外に流出しています。

域外からの財産所得の受取（純）

財産所得の受取（純）とは、財産所得の受取から支払を控除した純受取のことです。財産所得の全ての受取から全ての支払を控除すれば0（ゼロ）になります。ただし、県民経済計算では、県民や地方政府等が受け取った財産所得と、県民や地方政府等が支払った財産所得を推計の対象とします。そのため、取引の相手方が域外であれば、受取・支払の一方のみを計上することになり、財産所得の受取と支払の差額が生じます。この差額は域外から域内への移転と考えられますので、これを「域外からの財産所得の受取（純）」と呼んでいます。

域外からの要素所得（純）

県民が域外から受け取る所得と、域外に支払う所得の差額です。ここでいう「所得」には「経常移転（財産所得以外の経常移転）」を含まないので、「域外からの雇用者報酬の受取（純）」と「域外からの財産所得の受取（純）」の合計に等しいです。

域内・域外

県民経済計算で、平成 27 年基準から中央政府等の扱い変更により新たに取り入れられた、制度単位による概念的な区分です。「域内」は、自県の制度部門（地方政府等、非金融法人企業、金融機関、家計、対家計民間非営利団体）が所在するとする概念上の地域であり、「域外」は、他県の制度部門及び中央政府等（中央政府、全国社会保障基金）が所在するとする概念上の地域（準地域）です。中央政府等の活動は、一国全体に及び、そのすべての地域に配分することはできないため、どの地域にも属さない地域（準地域）に位置づけ、「域外」に含まれます。（本文 P27 参照）

一般政府

一般政府とは、非市場生産を行う公的機関のことであり、中央政府（中央省庁、国の出先機関、独立行政法人等）、地方政府（県、市町村）及びそれらによって設定、管理されている社会保障基金（全国・地方）が該当します。

公的機関であっても市場生産を行う場合は「非金融法人企業」や「金融機関」に、非市場生産を行っていても民間の機関である場合は一般政府ではなく「対家計民間非営利団体」に分類されます。例えば、県の上水道事業は公的機関ですが、市場生産を行っているとみなされるため、「非金融法人企業」に分類されます。また、学校は非市場生産者ですが、私立学校は公的機関ではないので、「対家計民間非営利団体」です。

一般政府は、生産活動により産み出された付加価値のうち「生産・輸入品に課される税（控除）補助金」を受け取ります。また、所得支出勘定では、「所得・富等に課される経常税」を受け取る唯一の部門です。

なお、県民経済計算では、平成 27 年基準から中央政府等の扱い変更により、一般政府を本文 P27 のように分類するとともに、制度部門別所得支出勘定における制度部門を「一般政府（地方政府等）」とし、その部門内訳は、地方政府（県、市町村）及び地方社会保障基金としています。

社会保障基金や地方社会保障基金の詳細い内容については「社会保障基金」の項目を御覧ください。

受取利子（FISIM 調整前）

県民経済計算における利子は、「FISIM」の概念により調整した後の数値となっています。受取利子（FISIM 調整前）は、FISIM の調整をする前、すなわち実際に受け取った利子です。FISIM については「利子」の項目を御覧ください。

営業余剰・混合所得

生産活動により産み出された付加価値のうち、市場生産者（非金融法人企業、金融機関、家計のうち個人企業）の生産活動の貢献分であり、市場生産者の所得となります。営業余剰と混合所得に分けられます。

法人企業であれば、生産活動によって得られた利益は、企業で働く労働者の取り分となる部分（給料等）と、企業の取り分となる部分（企業会計上の営業利益等）に分けられます。営業余剰は、企業の取り分となる部分です。

これに対し、個人企業の場合、法人企業とは異なり、事業主や家族労働者個人（労働者）としての取り分と、企業としての取り分を明確に分けることが困難なので、営業余剰とは区別して「混合所得」と呼んでいます。

県民経済計算では、県内総生産から「固定資本減耗」、「生産・輸入品に課される税（控除）補助金」及び「県内雇用者報酬」を差し引くことによって営業余剰・混合所得を求めています。

か行

開差

県民経済計算では、実質値の推計に連鎖方式を使用しています。連鎖方式の実質値では、内訳項目（経済活動別県内総生産等）の合計と、集計項目（県内総生産等）が一致しくなくなります。そのため、内訳項目の合計と集計項目との差を開差として表章しています。

<開差の例>

(名目値)		(実質値)	
内訳1	20	内訳1	15
内訳2	30	内訳2	25
集計項目	50	集計項目	45
		開差	5
内訳1 + 内訳2 = 集計項目		内訳1 + 内訳2 ≠ 集計項目 集計項目 - (内訳1 + 内訳2) = 開差	

家計

家計とは、制度部門のひとつで、基本的には生産を行わない主体です。ただし、生産を行う「個人企業」が含まれているため注意を要します。

家計は、生産活動により産み出された付加価値のうち雇用者報酬（及び個人企業として営業余剰・混合所得）を受け取り、最終消費支出（及び個人企業として総資本形成）を行います。

家計最終消費支出

家計最終消費支出は、最終消費支出のうち家計によるものです。最終消費支出については、該当項目を御覧ください。

家計（個人企業を除く）の支出は基本的にこの項目に計上されます。注意が必要な点として、車等の耐久消費財への支出も消費支出として扱われますが、持ち家の建築（購入）に対する支出は含まれません。持ち家の建築（購入）は、総固定資本形成として扱われます。

家計の現実社会負担

「経常移転（財産所得以外の経常移転）」のうちの「純社会負担」の内訳項目です。社会保険への支払いのうち、家計（労働者個人）が支払ったものをいいます。任意加入の個人年金等の支払いの他、強制加入で給与から天引きされる健康保険、厚生年金等も含まれます。

制度部門別所得支出勘定では、家計の支払、金融機関と一般政府（地方政府等）の受取に表章されます。

家計の追加社会負担

「経常移転（財産所得以外の経常移転）」のうちの「純社会負担」の内訳項目です。金融機関から家計に支払われた「年金受給権に係る投資所得」を、再度金融機関に支払うものです。現実にはこういった支払いはありませんが、計算上必要となっている項目です。

制度部門別所得支出勘定では、家計の支払、金融機関の受取に表章されます。

詳しい内容については「年金受給権に係る投資所得」の項目を御覧ください。

企業所得

営業余剰・混合所得に企業部門（非金融法人企業、金融機関、家計のうち個人企業）の財産所得の受取を加算し、支払を控除したもので、企業会計上の経常利益に近い概念です。家計のうち個人企業については、財産所得のうち「その他の利子」と「賃貸料」の支払が該当します。

企業所得＝営業余剰・混合所得＋企業部門の財産所得の受取－企業部門の財産所得の支払

帰属家賃

帰属家賃とは、自己で所有しているため家賃の受払を伴わない住宅（持ち家）や、雇主からの補助として家賃が安く設定されている住宅等（給与住宅）について、通常の賃貸住宅と同様の家賃が発生するとみなす、計算上の家賃です。持ち家の住宅等は、実際には家賃を支払っていなくても、そこで暮らすための生活環境を「サービス」として享受していることから、帰属家賃という項目で県民経済計算に計上されています。帰属家賃には、「持ち家の帰属家賃」と「給与住宅差額家賃」があります。

持ち家の帰属家賃とは、自己所有の持ち家について計算した帰属家賃です。持ち家の所有者は住宅賃貸業を営んでおり、そのサービスを自ら消費する（自分自身に帰属家賃を支払う）ものとして扱います。詳しくは「持ち家の帰属家賃」の項目を御覧ください。

給与住宅差額家賃とは、給与住宅に実際に支払われた家賃と、その住宅が通常の賃貸住宅だった場合の家賃（市場評価額）との差額です。給与住宅を提供する者（企業）は住宅賃貸業を営んでいることになり、給与住宅の居住者は、市場評価額の家賃を給与住宅の提供者に対して支払っているものとして計算します。なお、実際に支払った家賃との差額（給与住宅差額家賃）は、給与住宅の提供者（雇主）から居住者（雇用者）への現物給与として扱われ、雇用者報酬に含まれます。例えば、家賃10万円相当の住宅に、会社からの補助により2万円で居住していた場合、居住者は実際には2万円しか支払っていないところ、10万円の家賃を支払っていることになりませんが、10万円と2万円の差額（8万円）が、雇用者報酬に上乗せされます。

寄与度

各項目の増減がどれだけ全体の変動に影響を与えているのかを表したもので、合計が全体の変動率となります。

各項目の寄与度＝各項目の前期との差額／前期の全体額

金融機関

金融機関とは、制度部門のひとつで、金融仲介業を主な業務とする市場生産者です。民間企業か公的機関であるかにかかわらず、金融仲介業を主な業務としていれば金融機関に分類されます。経済活動別分類の「金融・保険業」に当たります。

金融機関の具体的な例として、銀行（ゆうちょ銀行含む）、投資信託、生命保険・損害保険等の保険会社のほか、企業年金の運用主体等が該当します。ただし、「年金」や「保険」という名前でも、「厚生年金」「国民年金」や「健康保険」「労働保険」のような、政府が運営する強制加入のものは金融機関ではなく一般政府（社会保障基金）であり、経済活動別分類では「公務」に該当します。

経済活動別分類

経済活動別分類とは、生産活動についての意思決定を行う主体を、生産活動の種類（農業、製造業等）によって分類したものです。「生産活動についての意思決定を行う主体」とは、基本的には企業全体ではなく、事業所を単位としています。例えば、企業全体としては小売業をしていますが、自社製品の工場がある場合、その工場は製造業に分類されます。

分類の方法は概ね「日本標準産業分類」に準拠しています。大きく16種類に分類していますが、さらに細かい分類もあります。具体的な分類については本報告書の主要系列表、表3-1（経済活動別県内総生産）を御覧ください。

なお、非市場生産者である一般政府、対家計民間非営利団体の活動も経済活動別に分類されており、各経済活動の数値は非市場生産者の活動を含んだ数値になっています。

経済成長率

県内総生産の対前年度増加率のことです。市場価格で評価した名目値と、物価変動分を差し引いて評価した実質値があります。

経常移転

物の売買等の通常の取引は、資金等の流れと、財・サービス等の流れが双方向で発生しています。これに対し、一方向の取引を「移転」といいます。移転のうち、継続的に、繰り返し行われ、移転先で消費支出にあてられるような移転を「経常移転」、そうでないもの（資本形成にあてられることが予定されるような移転）を「資本移転」といいます。

経常移転は、「財産所得」と「経常移転（財産所得以外の経常移転）」に分けられます。経常移転は細かく分類されており、まとめると次のようになります。

経常移転	経常移転（続き）
財産所得	経常移転（財産所得以外の経常移転）
利子	現物社会移転以外の社会給付
法人企業の分配所得	現金による社会保障給付
その他の投資所得	その他の社会保険年金給付
保険契約者に帰属する投資所得	その他の社会保険非年金給付
年金受給権に係る投資所得	社会扶助給付
投資信託投資者に帰属する投資所得	その他の経常移転
賃貸料	非生命保険金
経常移転（財産所得以外の経常移転）	非生命純保険料
所得・富等に課される経常税	一般政府内の経常移転
純社会負担	他に分類されない経常移転
雇主の現実社会負担	現物社会移転
雇主の帰属社会負担	現物社会移転（市場産出の購入）
家計の現実社会負担	現物社会移転（非市場産出）
家計の追加社会負担	
（控除）年金制度の手数料	

経常移転の受取（純）

経常移転の受取（純）は、「表3-4 県民所得及び県民可処分所得の分配」に表章しており、（純）とは純受取、つまり制度部門別の受取と支払の差額の意味です。

県外からの雇用者報酬の受取（純）

県「民」概念の雇用者報酬と県「内」概念の雇用者報酬の差額です。詳しくは「県内雇用者報酬」の項目を御覧ください。

現金による社会保障給付

「経常移転（財産所得以外の経常移転）」のうちの「現物社会移転以外の社会給付」のひとつです。一般政府から家計に対して現金の形で給付されるものです。具体的には、国民年金、厚生年金等の老齢年金や、失業給付、児童手当等が該当します。

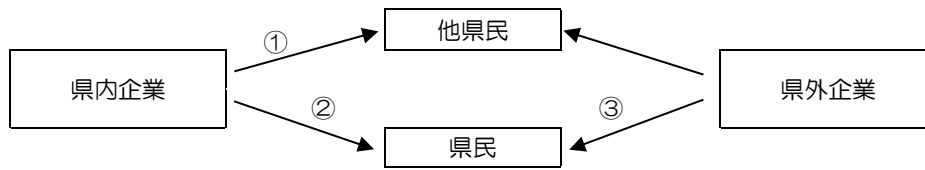
医療保険・介護保険等のうち、直接家計に現金が支払われないもの（例えば、医療保険では医療費の家計負担は3割ですが、残りの7割は、一般政府から家計ではなく、病院等に支払われます）は「現物社会移転」に分類されます。

県内雇用者報酬

県内雇用者報酬とは、「県内」概念による雇用者報酬、すなわち県内の企業が（雇用者の居住地にかかわらず）支払う雇用者報酬です。一方、「県民」概念の雇用者報酬とは、（勤務地にかかわらず）県内に居住する家計が受け取る雇用者報酬です。関係を式に表すと次のようになります。

$$(\text{県民概念の}) \text{雇用者報酬} - \text{県外からの雇用者報酬の受取（純）} = \text{県内雇用者報酬}$$

県民経済計算における県民（県内）雇用者報酬 ※矢印は給料の支払元と支払先



(県民概念の)雇用者報酬 : ② + ③ 県内雇用者報酬 : ① + ②
 県外からの雇用者報酬の受取(純) : ③ - ①

県内就業者

県内の生産活動に従事している（何らかの労働をしている）人のことです。県内に居住していても、県外での生産活動に従事している人は含まれません。

県内純生産

県内総生産から固定資本減耗を差し引いたものです。「生産・輸入品に課される税（控除）補助金」を含む市場価格表示と、含まない要素費用表示があります。要素費用表示の県内純生産は、県内雇用者報酬と営業余剰・混合所得の合計であり、県内要素所得とも呼ばれます。

県内雇用者報酬	営業余剰・混合所得	生産・輸入品に課される税（控除）補助金	固定資本減耗
県内純生産（要素費用表示）＝県内要素所得			
県内純生産（市場価格表示）			
県内総生産（市場価格表示）			

県内総生産（支出側）

1年間に県内で生じた付加価値を、支出（需要）側から表したものです。県内の生産活動により産み出された財・サービスが、どの経済主体にどれだけ需要されたのかを示しており、最終消費＋総資本形成＋移出入（純）＋統計上の不突合で求められます。中間消費は県内総生産（支出側）に含まれないので、付加価値の合計と等しくなります。

なお、平成27年基準から中央政府等の扱い変更により、政府最終消費支出は地方政府等の分のみ「地方政府等最終消費支出」として表章することとし、中央政府等の分の政府最終消費支出は移出として記録することとなりました。

県内総生産（生産側）

1年間に県内で生じた付加価値を、生産（供給）側から表したものです。経済活動別に産出額と中間投入額を推計し、その差額として付加価値（総生産）を求めています。主要系列表では総生産のみを表示していますが、付表では産出額、中間投入額及び付加価値の内訳を表示しています。

県内要素所得

県内雇用者報酬と営業余剰・混合所得の合計です。県内総生産から「生産・輸入品に課される税（控除）補助金」と固定資本減耗を差し引いた「県内純生産（要素費用表示）」と同じものを指します。

現物社会移転

現物社会移転とは、経常移転（財産所得以外の経常移転）のひとつで、一般政府及び対家計民間非営利団体が、個々の家計に対して、財貨及びサービスを現物により支給することです。医療保険及び介護保険における保険者負担分の他、一般政府から家計へ移転される教科書の購入費等、また、政府最終消費支出の一部及び対家計民間非営利団体最終消費支出の全部が含まれます。

なお、統計表では、「経常移転」には現物社会移転を含まず、所得支出勘定の再掲項目にのみ表章しています。

現物社会移転以外の社会給付

経常移転（財産所得以外の経常移転）のひとつです。病気、失業、退職、住宅、教育あるいは家族の経済的境遇のような状況に対する備えとして、家計に支払われるもののうち、現物社会移転ではないものを指します。「現金による社会保障給付」、「その他の社会保険年金給付」、「その他の社会保険非年金給付」、「社会扶助給付」に分類されます。

県民可処分所得

「可処分所得」とは、自分の意志で処分（使用）できる所得のことです。家計でいえば、雇用者報酬や財産所得として得た所得（県民所得に相当）に、年金等の給付分を加え、税金や保険料等の支払いを控除（経常移転（純）に相当）したものです。

家計だけでなく、全ての制度部門の県民所得（要素費用表示）に「生産・輸入品に課される税（控除）補助金（地方政府）」と「経常移転の受取（純）」を加えたものが、「県民可処分所得」、つまり県民全体の処分可能な所得です。

なお、県民可処分所得から最終消費支出（民間最終消費支出及び地方政府等最終消費支出）を差し引いたものが「県民貯蓄」です。

県民雇用者

県内に居住している（「県民」に該当する）雇用者のことです。県内に居住していれば、県外で勤務していても県民雇用者です。反対に、県内で勤務していても、県外に居住している人は含みません。

県民所得（要素費用表示）

生産活動により産み出された付加価値を、県民に発生した所得の面から集計したものです。ここでいう「県民」には個人だけでなく企業も含み、雇用者報酬、財産所得（非企業部門）、企業所得の合計で表されます。

なお、「県民所得（要素費用表示）」には、付加価値のうち、生産・輸入品に課される税（控除）補助金と固定資本減耗は含んでいません。このため、単に「県民所得」という場合「要素費用表示」の県民「純」所得を表しています。

そして、「県民所得（要素費用表示）」に「生産・輸入品に課される税（控除）補助金（地方政府）」を加えたものを「県民所得（第1次所得バランス）」といいます。

県民総所得

「県民所得（要素費用表示）」に「固定資本減耗」と「生産・輸入品に課される税（控除）補助金（中央政府、地方政府）」を加えたもので、市場価格表示です。県内居住者の受け取る所得の総額を示します。

「県内総生産」に「域外からの要素所得（純）」を加えたものと等しくなります。

公的企業

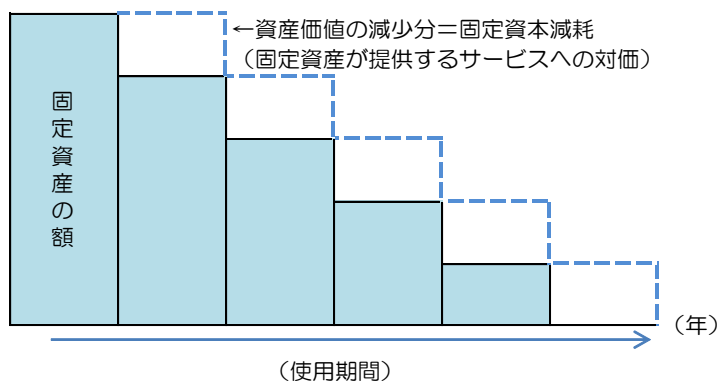
政府に所有及び支配されている企業と、県内の行政機関のうち、市場生産を行うものを指します。県内に事業所のある公的企業の例としては企業では日本郵便株式会社、行政機関では企業局や県立病院などがあげられます。

制度部門別分類では、政府に支配されていない企業と同様、非金融法人企業及び金融機関に分類されます。ただし、総資本形成の表章上の分類では通常の企業と区別し、「総固定資本形成」のうち「公的」、「在庫変動」のうち「公的」に計上しています。

固定資本減耗

生産に用いられる固定資産（固定資本）は、長く使用すると摩耗、損傷して価値が失われます。例えば、機械は壊れて使えなくなったり、使えたとしても生産性が落ちたりします。コンピューターは、物質的には壊れていなくても、高性能のものが新しく発売されると、旧製品は性能が劣るため相対的に価値が失われます。こうした、使用や事故等による、固定資産の価値の減少分が固定資本減耗です。

県民経済計算では、固定資本減耗に当たる価格を、固定資産が提供するサービスへの対価として捉え、付加価値の一部としています。つまり、10年間使用できる100万円の機械であれば、この機械は毎年10万円分のサービスを提供するものと考えます。機械を使用する企業は、毎年10万円を、機械が提供するサービスへの報酬として機械に対して支払イメージです。



雇用者

生産活動に従事している（何らかの労働をしている）人を「就業者」といいますが、このうち、個人事業主と無給の家族従業者を除いたものを「雇用者」といいます。雇用している側（雇用主）と雇用されている側（被雇用者）の両方が含まれています。法人企業の役員（社長等）や、自治体の首長、議員等も雇用者です。

雇用者報酬

生産活動から発生した付加価値のうち、雇用者（制度部門別では家計）の取り分であり、雇用者の貢献によって発生した部分です。賃金・俸給と雇主の社会負担からなっています。

雇主の社会負担は実際に給料として支払われているものではありませんが、雇用者のために雇主が年金基金等に支払うものなので、県民経済計算では、雇用者報酬として家計が受け取り、家計が年金基金等に支払うものとして扱っています。

雇用者報酬（県内活動による）

県内の生産活動により発生した雇用者報酬です。「県内雇用者報酬」ともいいます。

さ行

財貨・サービス

経済活動によって産み出された物品やサービス（理容や輸送など物が残らないもの）で、労働、資本などを投じて産出されます。「財・サービス」ということもあります。

財貨・サービスの移出入（純）

県内居住者と県外居住者との間で行われる財貨・サービスの取引です。「移出」から「移入」を差し引いて求めます。移出とは、県内の生産物のうち県外に需要された分で、移入とは、県内需要のうち他県から需要している分です。

県民経済計算の生産系列では、「（需要された場所にかかわらず）県内で生産されたもの」を推計の範囲としています。

一方、支出系列は「（生産された場所にかかわらず）県民が需要したもの」を推計の範囲としています。そのため、移出は生産系列の県内総生産には含まれていますが、支出系列の最終消費支出、総資本形成には含まれていません。また、移入は、支出系列の最終消費支出、総資本形成に含まれていますが、生産系列の県内総生産には含まれていません。支出側の推計範囲を生産系列に合わせるため、支出側において移出を加算し、移入を控除しています。

なお、平成 27 年基準から中央政府等の扱い変更により、政府最終消費支出のうち中央政府等の分を移出として記録しています。

在庫変動

「在庫」とは、固定資産と並ぶ生産資産の一形態で、当期あるいはそれ以前の会計期間に出現した財貨・サービスのうち、その後の会計期間において販売、生産等のために使用することを目的として保有されるものを指します。「在庫」には、製品、仕掛品、原材料や、卸小売業が所有する流通品といった棚卸資産のほか、仕掛工事中の重機械器具、商品用に飼育されている家畜も含まれます。

「在庫変動」は、生産者が所有する「在庫」の今期末残高と前期末残高の差によって求めます。今期末残高の方が高ければプラス、前期末残高の方が高ければマイナスの値となります。

財産所得

移転取引のひとつで、金融資産や非生産資産（土地等）を賃貸する場合に、結果として発生する所得の移転です。内訳として「利子」「法人企業の分配所得」「その他の投資所得」「賃貸料」があります。

ただし、構築物（住宅を含む）、設備、機械等（生産資産）の賃貸に関するものは含まれません。生産資産に対する賃貸料は、賃貸サービス業に対する支出（賃貸サービス業の産出）として扱われます。

なお、家計の財産所得については、支払いのうち「その他の利子」と「賃貸料」を個人企業分としています。

最終消費支出

「消費」とは、期間内（県民経済計算では年度内）に財・サービスを使用し尽くすことをいいます。（使用し尽くさない場合は「総資本形成」といいます。詳しくは該当項目を御覧ください。）「消費」は、その目的によって、「中間消費」と「最終消費」に分けられます。中間消費とは、財・サービスを生産する過程で消費することをいいます。例えば、ノートを生産する過程で原料として消費される紙や、飲食店で消費されるガスなどがあります。これに対して、最終消費とは、自身の需要を満たすために消費することをいいます。例えば、授業で学生が消費するノートや、飲食店で客が消費する料理などがあります。

最終消費支出を行う主体は、基本的には家計です。ただし、対家計民間非営利団体における「自己消費」と、一般政府における「自己消費」及び「現物社会移転（市場産出の購入）」も最終消費とされるので注意が必要です。詳しくは「対家計民間非営利団体最終消費支出」と「政府最終消費支出」の項目を御覧ください。

産出額

生産活動によって産み出された財・サービスの総額を指します。出荷額や売上高に近い概念であり、商品を販売した時点での市場価格で表されます。ただし、卸売・小売業においては、商品の販売額ではなく、仕入額等を控除した額（商業マージン）がベースとなっています。

非市場生産者の産出額は、生産物が市場で取引されていないか、取引されていてもコスト（費用）に対して価格が低いいため、生産にかかったコストによって評価されています。具体的には、中間投入、雇用者報酬、生産・輸入品に課される税、固定資本減耗の合計です。

市場価格表示

市場で取引される価格で数値を表すことです。市場価格表示から「生産・輸入品に課される税（控除）補助金（中央政府、地方政府）」を差し引くと「要素費用表示」となります。

生産系列と支出系列の価格は市場価格表示で、分配系列での価格は要素費用表示です。

実質値

ある年における何らかの金額を表す時、その年の価格で評価したものを名目値といいます。また、名目値から物価変動の影響を除いたものを実質値といいます。

名目値から実質値を算出することを実質化といいます。実質化の方法には、固定基準年方式と連鎖方式の2通りがあり、県民経済計算では連鎖方式を採用しています。

固定基準年方式とは、基準年を固定し、各年をその基準年の価格構造でウェイトを固定して評価する方法です。連鎖方式とは、前年を基準年とした場合の前年からの伸び率を、推計開始年の実質値に積み重ねていく方法です。

固定基準年方式による場合、基準年から離れるほど偏りが生じますが、連鎖方式では前年を基準年とすることで、基準年から離れることによる影響を少なくしています。ただし、連鎖方式による場合、内訳項目と集計項目それぞれを前年からの伸び率で計算するため、内訳項目の合計が集計項目に一致せず、その差を開差という項目で表しています。

支払利子（FISIM 調整前）

県民経済計算における利子は、「FISIM」の概念により調整した後の数値となっています。支払利子（FISIM 調整前）は、FISIM の調整をする前、すなわち実際に支払った利子です。FISIM については「利子」の項目を御覧ください。

社会扶助給付

「経常移転（財産所得以外の経常移転）」のうちの「現物社会移転以外の社会給付」の内訳のひとつです。一般政府及び対家計民間非営利団体から家計への経常移転であり、一般政府分としては生活保護費、恩給などがあげられ、対家計民間非営利団体分としては、無償の奨学金などが該当します。

社会保障基金

社会保障基金は、中央政府、地方政府と並び一般政府内の内訳項目であり、①政府により賦課・支配され、②社会の全体ないし大部分をカバーし、③強制的な加入・負担がなされる、という基準を満たすものが定義されます。

さらに、中央政府によって設定、管理されている全国単位の社会保障基金を「全国社会保障基金」、地方政府によって設定、管理されている地方単位の社会保障基金を「地方社会保障基金」といい、具体的には次の機関が含まれます。

全国社会保障基金	地方社会保障基金
年金特別会計	国民健康保険事業
労働保険特別会計	後期高齢者医療事業
日本私立学校振興・共済事業団	介護保険事業
日本年金機構※1	地方公務員災害補償基金
年金積立金管理運用（GPIF）※1	地方公務員共済組合・同連合会
農業者年金基金	警察共済組合
エヌ・ティ・ティ企業年金基金	公立学校共済組合
（消防団員等公務災害補償等共済基金）※2	地方議会議員共済会
石炭鉱業年金基金	国民健康保険組合・同連合会
社会保険診療報酬支払基金	消防団員等公務災害補償等共済基金※2
国家公務員共済組合・同連合会	
日本たばこ産業共済組合	
日本鉄道共済組合	
日本製鐵八幡共済組合	
農業漁業団体職員共済組合	
健康保険組合・同連合会	
全国健康保険協会	

※1：日本年金機構と年金積立金管理運用（GPIF）のデータは、国民経済計算では明細表に計上していない。

※2：消防団員等公務災害補償等共済基金は、平成23年基準では全国、平成27年基準では地方に区分される。

就業者

生産活動に従事している（何らかの労働をしている）全ての人のことです。なお、就業者のうち、個人事業主と無給の家族従業者を除いたものを「雇用者」といいます。

純社会負担

「経常移転（財産所得以外の経常移転）」のひとつです。医療、介護、年金等の社会保険制度に対する、家計の支払いが該当します。

内訳項目として、「雇主の現実社会負担」「雇主の帰属社会負担」「家計の現実社会負担」「家計の追加社会負担」「年金制度の手数料（控除項目）」があります。このうち、「雇主の現実社会負担」と「家計の現実社会負担」は、社会保険への実際の支払いを、誰が負担したかによって分類したものです。例えば、厚生年金の保険料は企業と労働者が折半しますが、企業（雇主）の支払いが「雇主の現実社会負担」、労働者（雇用者＝家計）の支払い（給与からの天引き分）が「家計の現実社会負担」に該当します。「雇主の帰属社会負担」「家計の追加社会負担」「（控除）年金制度の手数料」には、県民経済計算を推計する上での計算上の支払い等が含まれています。詳しくは各項目を御覧ください。

消費者負債利子

「財産所得」のうちの「利子」の一部です。利子のうち、消費者としての家計（個人企業を除いた家計）が支払った利子です。個人企業が支払う利子は「その他の利子」です。受取側（金融機関）では内訳を表示せず「利子」としています。

所得・富等に課される経常税

雇用者報酬、営業余剰・混合所得、財産所得によって得た所得や、その所得で購入した資産に対して定期的に課される租税をいいます。所得税、法人税、都道府県民税等が該当します。

ただし、資産の保有目的が生産に使用するためである場合は「生産・輸入品に課される税」に分類されます。所得・富等に課される経常税は、生産を目的としていない資産（個人企業以外の家計が保有する資産）に課される税です。例えば、自動車税は、自動車の保有者が企業の場合、生産に使用する目的とみなされるので、生産・輸入品に課される税です。一方、家計が保有していた場合、生産に使用する目的ではないとみなされるので、所得・富等に課される経常税です。

生産者価格

生産者価格とは、商品を生産した事業所が販売した時点での市場価格です。

生産・輸入品に課される税

生産活動により発生した付加価値のうち、一般政府の取り分となるものです。代表的な例としては消費税があります。産出額は消費税込みの金額で評価されるので、産出額から中間投入を除いた付加価値には消費税が含まれています。付加価値はいずれかの経済主体の取り分となりますが、付加価値のうち消費税は一般政府の取り分となります。付加価値のうちの消費税相当額を企業の取り分とした後、企業から一般政府への経常移転とすることも考えられますが、そうではなく、付加価値が発生した時点で、（企業を経由せずに）一般政府の取り分としています。

消費税以外にも、関税、酒税等の国内消費税、不動産取得税、印紙税等の取引税、固定資産税、企業の支払う自動車税などが該当します。

生産・輸入品に課される税は経済活動別に把握されますが、このうち「輸入品に課される税・関税」は経済活動別には把握できないので、「表3-1 経済活動別県内総生産（生産側）」では個別に表章されています。

また、県民経済計算で推計する税金に関する項目として、「所得・富等に課される経常税」があります。所得・富等に課される経常税は各経済主体から経常移転として一般政府に支払われますが、生産・輸入品に課される税は、付加価値が発生した時点で一般政府に分配されているという違いがあります。

制度部門別分類

制度部門別分類は、経済活動を行う主体の分類です。生産を行うか、市場生産であるか等の違いにより、「非金融法人企業」、「金融機関」、「一般政府」、「家計」、「対家計民間非営利団体」の5部門に分類されます。

なお、平成27年基準から中央政府等の扱い変更により、分配系列での制度部門別所得支出勘定の一般政府の推計対象範囲は、地方政府等に変更となったため、制度部門名も「一般政府」から「一般政府（地方政府等）」に変更となり、中央政府等を含んでいません。

政府最終消費支出

政府の自己消費と現物社会移転（市場産出の購入）の合計です。

政府の自己消費とは、一般政府の産出額から、①他部門に販売した額と②総資本形成に該当するものを差し引いたものです。①について、通常の企業であれば、産出額と販売額の差額は0（ゼロ）になります。一般政府が生産するサービスは市場で取引されないか、又は生産にかかったコストより低い金額で販売されるので、生産にかかったコストを積み上げた金額を産出額としています。そのため、政府の産出額と実際に販売した金額の差額は0（ゼロ）になりません。この差額は、一般政府自らが需要したものと考えます。②について、一般政府自らが需要するもののうち、研究・開発は「消費」ではなく「総資本形成」に該当するので、自己「消費」からは控除されます。

現物社会移転（市場産出の購入）とは、一般政府が、家計に現物の形で支給することを目的に市場生産者から購入した財・サービスです。一般政府から家計への移転にあたることから、一般政府の生産には含まれていないので、自己消費分とは異なります。

なお、平成27年基準から中央政府等の扱い変更により、政府最終消費支出は地方政府等の分のみ「地方政府等最終消費支出」として表章することとし、中央政府等の分の政府最終消費支出は移出として記録するよう変更となりました。

総固定資本形成

総資本形成の内訳で、固定資本減耗を発生させる（1回で使いきらない）ものを指します。具体的には、住宅、住宅以外の建物及び構築物、輸送用機械、機械設備、育成資産、コンピューターソフトウェア、研究・開発等が該当します。

総資本形成

総資本形成とは、資本を購入することです。資本とは、期間内（県民経済計算では年度内）に使用し尽くさない財・サービスです。使用し尽くす財・サービスの購入は「消費」です。例えば、企業が購入した機械を1年より長く使用する場合や、製品の原料を次年度に持ち越す場合が総資本形成です。なお、購入した時点で総資本形成を行ったとされます。この例では、企業が、1年以上使用する機械を購入すること、次年度に持ち越す原料を購入することが総資本形成です。

総資本形成は、総固定資本形成と在庫変動に分けられます。総固定資本形成と在庫変動の違いは、その財が固定資本減耗を発生させるか（1回で使い切るか）どうかです。固定資本減耗を発生させる（1回で使い切らない）財の購入は総固定資本形成、固定資本減耗を発生させない（1回で使い切る）財の購入は在庫変動に分類されます。

なお、総資本形成の「総」とは、「固定資本減耗を含む」の意味です。総資本形成から固定資本減耗を控除した金額を純資本形成と呼びます。

総資本形成に係る消費税

消費税の課税業者が財の購入をする場合、その価格に含まれる消費税は、制度上、自らが納める消費税から控除することができます。このことから、消費税の課税業者による中間消費と総資本形成は消費税抜きの額とみなすことができます。このため、支出系列における総資本形成の額は、消費税込みの額から課税業者が受ける仕入税控除の額を差し引いて計上する方式をとっています。

一方、生産系列においては、付加価値の額は全て消費税が上乗せされている市場価格で把握しています。このままでは生産系列と支出系列で付加価値が一致しないので、生産系列の合計額から「総資本形成に係る消費税」を控除することで、生産系列と支出系列を一致させています。

例えば、中間投入なしで税込110円の財を生産した場合、生産系列の付加価値は110円となります。支出系列では、これが最終消費となれば付加価値は110円ですが、総資本形成となった場合、110円から税額を控除した100円となり、生産系列と支出系列で付加価値が一致しないことになります。このため、総資本形成となった場合、控除税額の100円を生産系列からも控除し、付加価値を100円とします。

その他の経常移転

「経常移転」は、①所得・富等に課される経常税、②純社会負担、③現物社会移転以外の社会給付、④現物社会移転、⑤その他の経常移転の5つに分類されます。

制度部門別所得支出勘定で表章されている「その他の経常移転」は、この⑤を指します。

(参考) 家計を例とした所得と支出の項目（受取と支払）

※細分類は省略

支 払	受 取
1. 財産所得	7. 営業余剰・混合所得
2. 所得・富等に課される経常税	8. 雇用者報酬
3. 純社会負担	9. 財産所得
4. その他の経常移転	10. 現物社会移転以外の社会給付
5. 最終消費支出	11. その他の経常移転
6. 貯蓄	12. 年金受給権の変動調整

その他の社会保険年金給付

「経常移転（財産所得以外の経常移転）」のうちの「現物社会移転以外の社会給付」の内訳項目です。退職後に受け取る企業年金、退職一時金（一般政府によるものを除く）の支払額（家計の受取額）です。

国民年金や厚生年金等、一般政府による年金は「現金による社会保障給付」です。

その他の社会保険非年金給付

「経常移転（財産所得以外の経常移転）」のうちの「現物社会移転以外の社会給付」の内訳項目です。雇主から雇用者に支払われる福祉的な給付のうち、年金ではないものです。政府の雇用者（公務員）に対する退職一時金や、基金によらない公務災害補償費のほか、民間企業の労働災害への補償・見舞金等が該当します。

その他の投資所得

財産所得の内訳項目のひとつで、「保険契約者に帰属する投資所得」「年金受給権に係る投資所得」「投資信託投資者に帰属する投資所得」に細分されます。（各項目の用語解説はそれぞれの項を参照）

その他の利子

「財産所得」のうちの「利子」の一部です。家計が支払う利子のうち、個人企業として支払う利子のことを指します。個人企業以外の家計が支払う利子は「消費者負債利子」です。受取側（金融機関）では、内訳を表示せず、「利子」としてしています。

た行

対家計民間非営利団体

対家計民間非営利団体とは、制度部門のひとつで、非市場生産を行う民間団体です。利益追求を目的とせず、社会的・公共的サービスを家計へ提供する団体のことを指します。具体的には、労働組合、政党、宗教団体等のほかに私立学校が該当します。

生産活動を行います。非市場生産であり、営業余剰は発生せず、生産活動で発生した付加価値は受け取りません。

対家計民間非営利団体最終消費支出

対家計民間非営利団体の産出額から、他部門に販売した額（私立学校の授業料等）及び総固定資本形成に当たるものを差し引いた額（自己消費）です。自己消費についての詳しい解説は「政府最終消費支出」の項目を御覧ください。

中間投入（中間消費）

生産の過程で原材料・光熱燃料・修繕費等として投入された財・サービスをいいます。産出額からこの中間投入を差し引いたものが県内総生産です。なお、中間投入は、生産をするための消費（中間消費）と同じものを指します。

貯蓄

貯蓄とは、所得のうち消費されなかった残りです。県全体では、県民可処分所得から最終消費支出を差し引いたものであり、制度部門別では、所得支出勘定における受取の総額と、貯蓄以外の支払の総額の差額です。

賃金・俸給

雇用者報酬の内訳項目のひとつで、給与に相当するものです。いわゆる手取りではなく総支給額に相当します。天引きされる金額は「家計の現実社会負担」や「所得・富等に課される経常税」に当たり、家計が支払うものとして扱っています。なお、食費や、自社製品の割引販売に要する費用等の「現物給与」も含まれています。

賃貸料

賃貸料は財産所得のひとつで、金融資産以外の非生産資産を賃貸することの見返りに受け取る所得です。具体的には、土地等の非生産資産の純賃貸料を指します。土地等の純賃貸料とは、土地等の総賃貸料から、土地の所有に伴う税や維持費等の諸経費を控除した金額です。

デフレーター

総合的な物価水準を表す価格指数です。ある年を基準（100）とし、その年からの物価の変動を表しています。100より大きい場合は、基準となる年より物価が高く、100より小さい場合は、基準となる年より物価が低いことを表しています。このデフレーターで各年度の名目値を除すと、物価変動の影響を除いた実質値を算出できます。

統計上の不突合

県内総生産の生産側と支出側は、理論上一致すべきものですが、推計方法の違いや基礎資料の制約により、推計値の不一致が生じます。統計上の不突合は、この不一致の整合性を図るために設けられています。

国民経済計算では統計上の不突合を生産側に計上していますが、県民経済計算においては支出側に計上しています。これは、都道府県単位では支出側に比べて生産側の基礎資料が充実しているなど、生産側の精度が高いとされているからです。

投資信託投資者に帰属する投資所得

財産所得の内訳項目である「その他の投資所得」のひとつで、投資信託の留保利益分を指します。投資信託は、投資者（投資信託に投資する家計や企業）から投資された資金を元に運用し、運用益を投資者に還元します。投資者に実際には配分されていない部分（留保利益）も、理論上は投資者に帰属することから、県民経済計算では、留保利益を一度投資信託から投資者に支払い、同額を再度投資者が投資信託に投資するものとして扱っています。

このうち、投資信託から投資者への留保利益の支払いが「投資信託投資者に帰属する投資所得」です。また、投資信託から投資者に実際に支払われた分配金は「法人企業の分配所得（配当）」です。

な行

年金受給権に係る投資所得

財産所得の内訳項目である「その他の投資所得」のひとつです。年金受給権とは、退職後に受け取る確定給付型の企業年金（退職一時金を含む）を受け取る権利のことを指し、勤務した時点で権利が発生します。県民経済計算では、年金受給権を家計の金融資産として扱っています。ただし、実際には基金の積立金等であり、その運用益（投資所得）が発生します。この投資所得等（現実には運用しておらず、概念上発生する投資所得も含まれます）が「年金受給権に係る投資所得」であり、一度運用主体から家計に支払われた後、同額を再度家計が運用主体に支払うものとしています。

なお、実際に受け取る確定給付型の企業年金自体は「その他の社会保険年金給付」、年金受給権に係る投資所得と同額の家計から運用主体への支払いは「家計の追加社会負担」です。

年金受給権の変動調整

家計の可処分所得を調整するための計算上の措置で、確定給付型の企業年金の純社会負担とその他の社会保険年金給付の差額です。負担分が給付分より多い場合、可処分所得が少なくなりますが、計算上では、負担が多い場合は「年金受給権」という金融資産が増えることとなります。これを調整するため、負担と給付の差額分、家計の可処分所得が多くなるようにします。反対に、負担分が給付分より少ない場合、可処分所得は大きくなりますが、「年金受給権」は減少します。

年金制度の手数料

「経常移転（財産所得以外の経常移転）」のうちの「純社会負担」の内訳項目です。制度部門別所得支出勘定では、家計の支払と金融機関の受取に表れます。年金基金の運用にかかる費用を表すものです。年金基金に支払う掛金には運営費用が含まれていますが、この部分はサービスの提供に対する支払い（消費）とみなされます。社会負担は移転取引を指しているため、実際に支払った金額のうち、サービスの消費にあたる部分は控除します。純社会負担の「純」とは、年金制度の手数料を控除しているという意味です。

なお、年金制度の手数料は、年金基金が提供するサービスの生産分として「金融・保険業」の産出額に含まれており、サービスの消費としては、家計最終消費支出の「保険・金融サービス」に含まれています。

は行

配当

「財産所得」のうちの「法人企業の分配所得」の一部です。株式の配当や、投資信託から実際に支払われた分配金を指します。「配当」としては家計及び対家計民間非営利団体の受取に記載しています。支払側は「法人企業の分配所得」に含まれています。

非金融法人企業

非金融法人企業とは、制度部門のひとつで、市場生産者のうち、「金融機関」と「家計（個人企業）」に該当しないものです。一般的な株式会社や、公的な企業の大多数がこの制度部門に該当します。ただし、銀行等の金融仲介業を主な活動としている企業や、個人企業は該当しません。

非生命純保険料

「経常移転（財産所得以外の経常移転）」のうちの「その他の経常移転」の内訳項目です。非生命保険（損害保険等）の保険料（保険加入者から保険会社への支払い）から非生命保険業の産出額（保険料－保険金）を控除した金額です。支払は金融機関を含む各制度部門ですが、受取は金融機関のみです。

保険加入者が保険会社に支払う保険料の中には、移転として扱われる部分とサービスへの支払いとして扱われる部分があります。サービスへの支払いを控除し、純粋な移転分のみを表しているという意味で「純」保険料としています。

なお、「非生命保険」には住宅ローン等の「定型保証」も含まれます。

非生命保険金

「経常移転（財産所得以外の経常移転）」のうちの「その他の経常移転」の内訳項目です。非生命保険（損害保険等）の保険金（保険会社から保険加入者への支払い）を指します。支払は金融機関のみで、受取は金融機関を含む各制度部門です。なお、非生命純保険料の金融機関受取額と、非生命保険金の金融機関支払額は一致します。

1人当たり県民所得

「県民所得（要素費用表示）」を、県の総人口で単純に除したものが「1人当たり県民所得」です。

なお、「1人当たり県民所得」には、個人の所得となる年金や生活保護費等の社会保障関係費、土地などの譲渡所得などが含まれない一方、民間法人企業の企業所得、地方政府等の財産所得、持ち家の帰属家賃などが含まれるので、いわゆる「個人所得」とは異なるものであり、経済活動を表わす一つの指標として示しているものです。

FISIM

金融業（金融機関）の産出額を計測する方法のひとつです。金融機関は、家計から預金により集めた資金を、企業に貸し出し、企業から利子を受け取ります。この受け取る利子と、家計に支払う利子の差額が金融機関の利益となりますが、利子は「財産所得」なので、金融業の産出額とはなりません。

仮に家計と企業が直接お金の貸し借りをすると、金融機関の取り分がなくなるので、家計は金融機関を利用するよりも高い利子を受け取ることができ、企業は金融機関を利用するよりも安い利子でお金を借りることができると考えられます。ただし、家計は貸したお金が返ってこないリスク、企業は十分な金額を借りるために多くの貸し手を探すためのコスト等を負うことになります。

一方、金融機関を利用した場合は、それらのリスク、コストは金融機関が負います。このことから、金融機関を利用することにより、家計は、「リスクを回避する」というサービスを、企業は、「コストを回避する」というサービスを楽しんでいると考えられます。また、その料金は、「直接貸し借りした場合の利子（参照利子率）」と、「金融機関を利用した場合の利子」との差額であると考えられます。この考え方に基いて金融業の産出額を計測したものが「FISIM（Financial Intermediation Services Indirectly Measured＝間接的に計測される金融仲介サービス）」です。

金融機関からお金を借りる場合は、借りる時の利子率で計算した支払い利子と、参照利子率で計算した支払い利子との差額が借り手側 FISIM 消費額（＝金融業の借り手側 FISIM 産出額）です。金融機関にお金を預ける場合は、参照利子率で計算した受け取り利子と、預ける時の利子率で計算した受け取り利子の差額が貸し手側 FISIM 消費額（＝金融業の貸し手側 FISIM 産出額）です。（「利子」の項も併せて御覧ください。）

付加価値

生産過程で新たに付け加えられた価値のことで、産出額から中間投入額を差し引いたものです。県内で作られた付加価値を全て合計したものが県内総生産となります。

付加価値は、営業余剰、混合所得、雇用者報酬、固定資本減耗、生産・輸入品に課される税（控除）補助金に分類されます。営業余剰は、付加価値のうち市場生産者のはたらきによるもので、市場生産者のうち非金融法人企業、金融機関、家計のうち持ち家賃貸業の取り分となります。雇用者報酬は、付加価値のうち労働者のはたらきによるもので、家計の取り分となります。混合所得は、付加価値のうち営業余剰と雇用者報酬に区分できないもので、家計（個人企業）の取り分となります。個人企業では企業としての取り分と企業主個人としての取り分が明確に区分できないため、営業余剰とは概念上区別されています。固定資本減耗は、付加価値のうち固定資本のはたらきによるものです。生産・輸入品に課される税（控除）補助金は、付加価値のうち一般政府の取り分となるものです。

法人企業の分配所得

財産所得の内訳項目のひとつで、「配当」と「準法人企業所得からの引き出し」に分かれます。「配当」は、株式の配当や、投資信託から実際に支払われた分配金を指します。「準法人企業所得からの引き出し」は、海外支店から本店に配分される収益や、公的企業から一般政府への支払い（公営住宅の賃貸料等）を指します。

家計と対家計民間非営利団体は、このうち「配当」の受取しかないので、制度部門別所得支出勘定では「法人企業の分配所得」ではなく、「配当」として記載しています。非金融法人企業、金融機関、一般政府は、配当と準法人企業所得からの引き出しを合わせた「法人企業の分配所得」として記載しています。

なお、国民経済計算では別項目となっている「海外直接投資に関する再投資収益」は本項目に含まれています。

保険契約者に帰属する投資所得

財産所得の内訳項目である「その他の投資所得」のひとつです。①生命保険、年金保険などの保険契約者（保険料を保険会社に支払っている主体）への配当や、②保険契約者から受託された資産を元手に保険会社が投資することにより得られた所得が該当します。

①は現実に支払われるものです。②は、現実には保険会社から保険契約者へ支払われませんが、元手となった資産が保険契約者に帰属することから、投資により得られた所得も保険契約者に帰属すると考え、一度保険会社から保険契約者に支払われた後、同額を再度保険料として保険会社に支払うものとして扱っています。

補助金

産業振興や製品の市場価格を下げるためなどの政策目的によって、政府から給付される経常的交付金をいいます。公的企業の営業損失を補うために支出される政府からの繰入もこの補助金に含まれます。

生産・輸入品に課される税が製品の市場価格を上げる一方、補助金は市場価格を下げるので、生産・輸入品に課される税から補助金を控除した金額を、付加価値のうちの一般政府の取り分としています。

ま行

民間最終消費支出

家計最終消費支出と対家計民間非営利団体最終消費支出の合計です。

持ち家の帰属家賃

持ち家の帰属家賃とは、実際には家賃の支払いを伴わない自己所有住宅（持ち家住宅）について、通常の賃貸住宅と受けるサービスは同じであるという考えから、持ち家を所有している自分自身に対して家賃を支払うものとして、実際には取引が行われなかったものを擬制的に計算した家賃のことです。

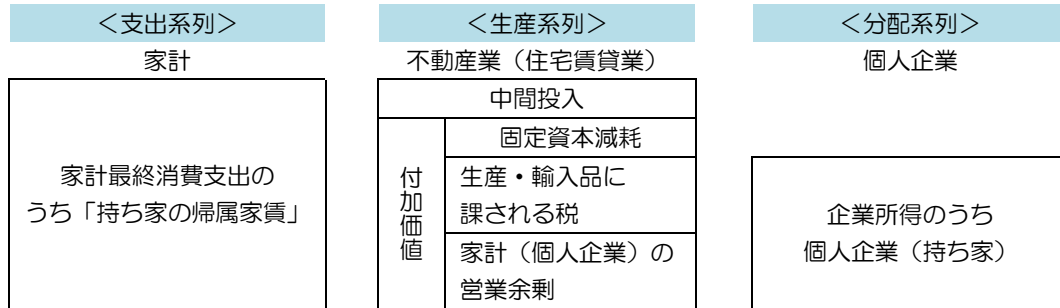
県民経済計算では、持ち家の所有者（家計）は、自分自身を対象とした不動産業（住宅賃貸業）を営み、これを家計が消費（家賃を支払いサービスを購入）したものとして扱い、各系列では次のように推計しています。

支出系列では、この持ち家の帰属家賃は、家計最終消費支出の「住宅・電気・ガス・水道」に含まれています。ただし、実際には発生していない支出のため、表3-5 県内総生産（支出側）では、再掲項目として個別に抜き出して掲載しています。また、住宅を建築する費用は、不動産業（住宅賃貸業）のための投資と考えられるので、総固定資本形成として扱われます。

生産系列では、不動産業（住宅賃貸業）の産出額として、支出系列と同額の持ち家の帰属家賃が含まれています。そのため、持ち家住宅の補修費等は、本来であれば家計が支出している金額なので最終消費となるものですが、「持ち家」という住宅賃貸業のための経費（住宅サービスを生産するための消費）と考え、中間投入として扱われます。さらに、産出額から中間投入を差し引いた付加価値は、通常であれば、持ち家賃貸業は個人企業のため「混合所得」となるところですが、実際には労働が発生せず雇用者報酬的要素を含まないと考えられるので、家計の「営業余剰」（＝持ち家の帰属家賃－中間投入－固定資本減耗－生産・輸入品に課される税）として扱います。固定資本減耗は、持ち家そのものが固定資産（固定資本）として扱われるので、そこから生じる減耗分をいい、生産・輸入品に課される税には固定資産税等が含まれます。

分配系列では、企業所得のうち個人企業の持ち家分として、家計（個人企業）に発生した営業余剰と財産所得の純受取を加えた金額が計上されます。なお、持ち家として財産所得の受取は存在せず、支払としては住宅ローンの支払利子、支払地代が該当します。

(参考) 持ち家の帰属家賃の推計



や行

雇主の帰属社会負担

雇主の社会負担の内訳項目のひとつです。計算上の負担額であり、「帰属年金負担」と「帰属非年金負担」に分かれます。確定給付型（≠確定拠出型）の年金・退職一時金については、「年金受給権」という金融資産が、労働に応じて発生するものと扱われます。実際に年金を受け取る際には、年金受給権を減らして現金を増やす処理を行います。ただし、概念上発生している年金受給権と、その年に実際に積み立てた（掛金として支払った）金額は一致しません。この差を埋めるものが「帰属年金負担」です。帰属年金負担により、実際に積み立てた金額を概念上の年金受給権に調整します。

具体的には、当該年度の労働に応じて増加した当該年度の年金受給権と年金制度の運営費から「雇主の現実社会負担」として実際に支払われた金額を控除した金額が「帰属年金負担」です。年金受給権と年金制度の運営費より雇主の現実社会負担の合計が大きい場合、帰属年金負担はマイナスになります。なお、現実には給付された年金は「その他の社会保険年金給付」です。

基金を設置せずに支払われる福祉的給付（労働災害の補償等）や、政府等の退職一時金については、年金受給権が発生しないものとされています。これらは積み立てを行わずに、単年度会計での給付を行うものなので、その給付の元手となるものを疑似的に「負担」としています。この負担額が「帰属非年金負担」です。給付額と同額が負担額となります。現実には、家計は一方的に受け取るものですが、県民経済計算では、一度雇用者報酬として受け取った上で、同額を政府や企業、金融機関に支払った後、支払った相手から同額を受け取るという処理をしています。最後の受け取り部分は、「その他の社会保険非年金給付」に表れています。（参考：「雇主の社会負担」の項目内の図）

雇主の現実社会負担

雇主の社会負担の内訳項目のひとつです。年金や保険の企業負担分等について、実際に企業が年金基金等に支払った金額等に相当します。例えば、厚生年金の社会保険料は雇主と雇用者が折半するところ、このうちの雇主負担分等が該当します（雇用者負担分は「家計の現実社会負担」に該当し、雇用者報酬のうちの賃金・俸給に含まれています）。

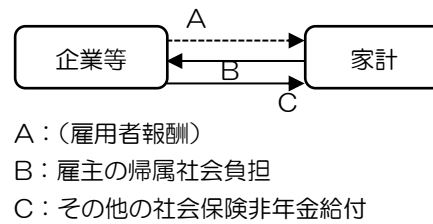
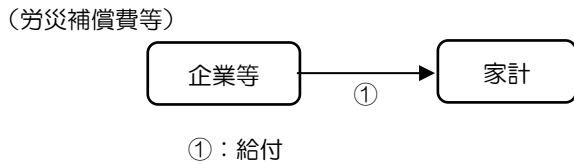
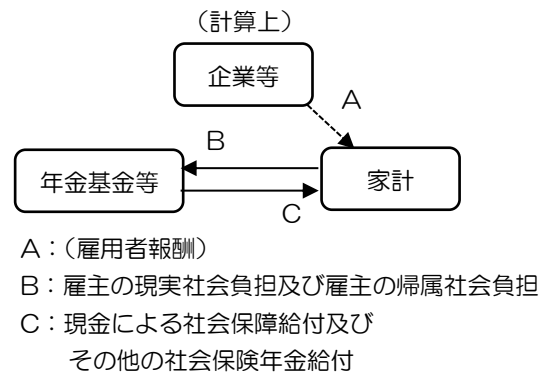
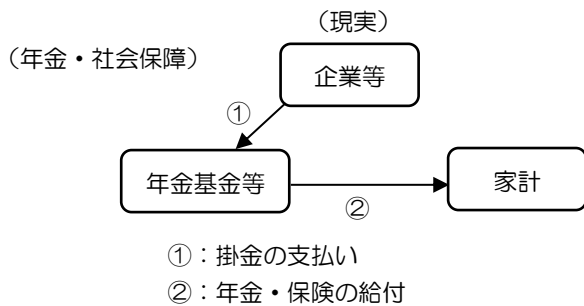
県民経済計算では、雇用者報酬として家計が一度受け取った上で、家計が年金基金等に支払うものとして扱っています。

雇主の社会負担

雇用者報酬の内訳項目のひとつで、年金や保険の企業負担分等が該当します。実際に給与として支払われるものではありませんが、雇用者のために雇主が年金基金等に支払うものなので、県民経済計算では、雇用者報酬として家計が受け取った上で、家計が年金基金等に支払うものとして扱っています。

また、家計から年金基金等への支払い部分は移転取引であり、「経常移転（財産所得以外の経常移転）」の「純社会負担」に該当します。

雇主の社会負担は、「雇主の現実社会負担」と「雇主の帰属社会負担」に分類されます。詳しい内容はそれぞれの項目を御覧ください。なお、現実のお金の動きと県民経済計算上のお金の動きを比較すると次のとおりです。



輸入品に課される税・関税

輸入品に課される税・関税は、「生産・輸入品に課される税」の一部です。国外から製品を輸入した場合に、その輸入品に対して課税される関税等の税を指します。消費税等と同様、「輸入品に課される税・関税」の分だけ商品の価格が上昇し、上昇分は一般政府の取り分になります。

ただし、経済活動別に把握するのが困難なため、「表3-1 経済活動別県内総生産（生産側、名目）」では、経済活動別の県内総生産とは別項目として表章しています。

要素費用表示

要素費用表示とは、生産に必要とされる要素に対して支払われた費用で価格を表すことです。「生産に必要とされる要素に対して支払われた費用」とは、県民経済計算では営業余剰・混合所得、固定資本減耗、雇用者報酬です。これらの合計を、要素費用表示の県内総生産といいます。

なお、県民所得は固定資本減耗を含まないので、営業余剰・混合所得と雇用者報酬の合計です。（「表3-4 県民所得及び県民可処分所得の分配」の用語では、雇用者報酬、財産所得（非企業部門）、企業所得の合計です。）

また、実際に市場で取引される価格で表すことを市場価格表示といい、この市場価格表示から生産・輸入品に課される税（控除）補助金を除くと要素費用表示になります。

ら行

利子

財産所得の内訳項目のひとつで、お金を貸すこと等により受け取る所得です。預金（家計が現金を銀行に貸すこと等）や貸出（銀行が現金を企業に貸すこと等）により得られる利子や、国債や社債等の債券から得られる利息等が該当します。

（参考：「FISIM」の項も併せて御覧ください。）

利子には、「FISIM 調整前」と、「FISIM 調整後」という区分が存在します。現実には支払われた利子が「FISIM 調整前」の利子に相当します。「FISIM 調整後」とは、FISIM 概念により、利子の一部を FISIM（金融仲介サービスの利用料）と捉えた場合の利子です。県民経済計算で「利子」といった場合、「FISIM 調整後」の利子を指します。

なお、FISIM 調整前と FISIM 調整後の利子の関係は次のとおりです。

(金融機関以外)

受取利子 (FISIM 調整後) = 受取利子 (FISIM 調整前) + 貸し手側 FISIM 消費額

支払利子 (FISIM 調整後) = 支払利子 (FISIM 調整前) - 借り手側 FISIM 消費額

(金融機関)

受取利子 (FISIM 調整後) = 受取利子 (FISIM 調整前) + 貸し手側 FISIM 消費額 - 借り手側 FISIM 産出額

支払利子 (FISIM 調整後) = 支払利子 (FISIM 調整前) - 借り手側 FISIM 消費額 + 貸し手側 FISIM 産出額

※金融機関の FISIM 消費額は、金融機関が金融機関を利用した場合に発生します。

<金融機関以外における支払 (受取) 利子 (FISIM 調整後) の例>

借りる時の利率：10%、参照利率：5%、預ける時の利率：1% を、例として説明します。

(借り手側) 企業が金融機関から100万円借りた場合

支払利子 (FISIM 調整前) は $100万 \times 10\% = 10万$ 円

参照利率では $100万 \times 5\% = 5万$ 円なので、借り手側 FISIM 消費額は、 $10万 - 5万 = 5万$ 円

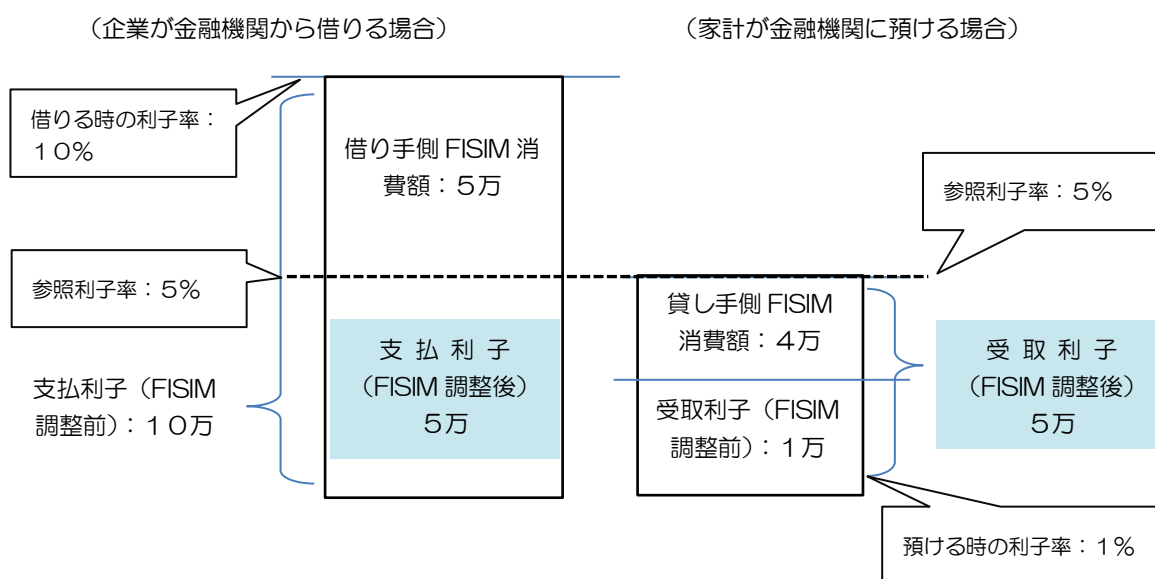
支払利子 (FISIM 調整後) は、支払利子 (FISIM 調整前) $10万 -$ 借り手側 FISIM 消費額 $5万 = 5万$ 円

(貸し手側) 家計が金融機関に100万円預けた場合

受取利子 (FISIM 調整前) は $100万 \times 1\% = 1万$ 円

参照利率では $100万 \times 5\% = 5万$ 円なので、貸し手側 FISIM 消費額は、 $5万 - 1万 = 4万$ 円

受取利子 (FISIM 調整後) は、受取利子 (FISIM 調整前) $1万 +$ 貸し手側 FISIM 消費額 $4万 = 5万$ 円



<金融機関における支払 (受取) 利子 (FISIM 調整後) の例>

借りる時の利率：10%、参照利率：5%、預ける時の利率：1% を、例として説明します。

(支払利子) 家計が100万円を金融機関に預けた場合

金融機関の支払利子 (FISIM 調整前) は、1万円 (金融機関が家計に支払う)

貸し手側 FISIM 産出額は、家計の貸し手側 FISIM 消費額と同額の4万円

支払利子 (FISIM 調整後) は、支払利子 (FISIM 調整前) $1万 +$ 貸し手側 FISIM 産出額 $4万 = 5万$ 円

(受取利子) 金融機関が企業に100万円貸した場合

金融機関の受取利子 (FISIM 調整前) は10万円 (金融機関が企業から受け取る)

借り手側 FISIM 産出額は、企業の借り手側 FISIM 消費額と同額の5万円

受取利子 (FISIM 調整後) は、受取利子 (FISIM 調整前) $10万 -$ 借り手側 FISIM 産出額 $5万 = 5万$ 円



令和3（2021）年度千葉県県民経済計算

令和6年3月

編集・発行 千葉県総合企画部統計課

〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号

電話 043-223-2219

FAX 043-227-4458